



平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名	株式会社クロニクル
代 表 者 名	代表取締役社長 堀 達 夫 (JASDAQ・コード 9822)
問合せ先役職・氏 名	常務取締役経営企画本部長 久保田 峰夫
電 話	03-5733-0641 (代 表)

平成 25 年 9 月期第 2 四半期報告書提出遅延および 当社株式の監理銘柄(確認中)の追加指定の見込みに関するお知らせ

当社は平成 25 年 9 月期第 2 四半期報告書について、金融商品取引法に基づく法定提出期限である平成 25 年 5 月 15 日までに提出できない見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 平成 25 年 9 月期第 2 四半期報告書の提出遅延理由

当社は、平成 25 年 4 月 19 日付「第三者調査委員会の調査報告書(最終報告)受領に関するお知らせ」にて過去の決算において会計処理の訂正を要する事項に関する調査結果につきましてご報告致しました。

当社は、当初平成 25 年 5 月 15 日までに過年度の有価証券報告書等の訂正報告書及び平成 25 年 9 月期第 2 四半期報告書を提出すべく作業を行ってまいりましたが、コンプライアンスに注力し社内精査した結果、当社グループ内における棚卸資産について残高を含めた確認を要する状況が発生し、現在確認作業中であること及びそれに伴う売上処理についても精査が必要な事項が見つかりました。

これにより金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める提出期限(平成 25 年 5 月 15 日)までに平成 25 年 9 月期第 2 四半期報告書を提出できない見込みとなりました。

また、同日までに過年度の有価証券報告書等の訂正報告書についても提出できない見込みとなりました。

2. 監理銘柄(確認中)の追加指定見込みについて

当社株式は、平成 25 年 3 月 14 日付けで過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び決算短信の訂正の必要があり、今後提出する有価証券報告書等の訂正内容の状況及び審査結果いかんによっては、上場廃止基準に該当することとなるため、そのおそれがある銘柄として、監理銘柄(審査中)に指定されておりますが、それに加え、大阪証券取引所の監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 7 条第 1 号の 2a (I)イにより、金融商品取引法に定める提出期限(平成 25 年 5 月 15 日)までに四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、当該銘柄を監理銘柄(確認中)に指定することとされております。したがって、当社が法定提出期間の経過後

1ヶ月以内に平成25年9月期第2四半期報告書を提出しなかった場合には、上場廃止基準に該当することとなるため、投資家の皆様の注意を喚起するため、当社株式は、本日、大阪証券取引所より監理銘柄(確認中)に追加指定される見込みであります。

3. 今後の見通し

当社としては、平成25年6月14日までに過年度の有価証券報告書等の訂正報告書及び平成25年9月期第2四半期報告書を提出出来るよう努めてまいり所存であります。

また、平成25年9月期第2四半期決算短信につきましても、平成25年6月14日までに開示する所存であります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上